

名古屋市教育委員会定例会

平成 29 年 4 月 12 日

午前 10 時 00 分

教育委員会室

議 事

日程 1 承認第 1 号 教育委員会規則の改正に関する専決処分について

日程 2 第 1 号議案 平成 30 年度使用教科用図書採択基本方針について

日程 3 第 2 号議案 名古屋市指定文化財の指定について

日程 4 第 3 号議案 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の
委嘱について

日程 5 第 4 号議案 名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について

日程 6 第 5 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

日程 7 第 6 号議案 特別職人事について

出席者

杉 崎 正 美 教育長

小 栗 成 男 委 員

野 田 敦 敬 委 員

小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 29 名 ※傍聴者 1 名

(教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催をいたします。

まず、議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 4 第 3 号議案「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について」から議事日程第 7 第 6 号議案「特別職人事について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思い

ます。また、会議録につきましても、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(教育長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(教育長)

それでは、日程第 1 承認第 1 号えーなごやし、失礼いたしました。「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(総務課長)

それでは、承認第 1 号「教育委員会規則の改正に関する専決処分」についてご説明いたします。

本件規則改正は、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴いまして、市立幼稚園の授業料につきまして、市町村民税 77,100 円以下のひとり親世帯等の負担軽減を拡充するものでございます。本来、教育委員会でご審議いただくべき事案でございましたが、当該政令が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることとなったところでございまして、本件規則も政令の施行に合わせて 4 月 1 日に施行する必要がある、かつ、教育委員会を招集する暇もないことから、平成 29 年 3 月 31 日、教育長が専決処分により決定したものでございます。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。よろしくお願いいたします。

(教育長)

はい、説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

政令がぎりぎりに決まったものですから。よろしいですか。

特にご意見もないようですので、日程第 1 承認第 1 号「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、続いて日程第2第1号議案「平成30年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(指導室長)

に、第1号議案、平成30年度使用教科用図書採択基本方針についてお願いいたします。

はじめに、1 平成30年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針についてでございます。

本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令』に基づきまして、毎年、8月31日までに「種目ごとに一種の教科用図書」を、教育委員会で採択することとなっております。

平成30年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針につきましては、(1) 小学校用教科用図書は、平成29年度と同一のものを採択する、新たに「特別の教科 道徳」を1種類採択する。(2) 中学校用教科用図書は、平成29年度と同一のものを採択する、(3) 特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する、(4) 特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する、ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は採択したものの中から選ぶものとする。という方針を考えております。

続きまして、「2 平成30年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針」についてお願いいたします。

義務教育で使用する教科用図書の採択とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。

高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。したがって、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を採択するために、議案のところの2(1)にお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

(教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。基本方針についてということで、いかがでしょうか。よろしいですか。いいですか。

はい、特にご意見もないようですので、日程第2第1号議案「平成30年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。はい。

それでは、日程第 3 第 2 号議案「名古屋市指定文化財の指定について」を議題いたしますので、事務局から説明をお願いします。

(文化財保護室長)

それでは名古屋市指定文化財の指定につきましてご説明させていただきます。

本件は、「本願寺名古屋別院 鐘楼」を名古屋市指定文化財についてお諮りするものでございます。

この鐘楼は 1 枚目資料にございますとおり中区門前町 118 番地、え一本願寺名古屋別院のなかの境内のなかにございます。

1 枚はねていただきまして。えーこの件につきましては本年 3 月に開催されました、名古屋市文化財調査委員会におきまして文化財の指定を可とするものとして答申をいただきました。それでは建物について簡単にご説明をさせていただきます。4 枚はねていただきまして写真がございますのでこちらをご覧くださいと存じます。この建物は、木造楼造り、入母屋造り、本瓦葺の建物でございまして、建築年代は推定ではございますが江戸時代の前期とされております。で、えーまた 1924 年になりますが立教開宗 700 年記念法要というところでこの鐘楼の修理が決定されまして、ここで大規模な修理がされまして、現在に至っております。

指定の理由といたしましては、この建物ですが、木造楼造りの鐘楼ですが一般的にみられる袴腰付鐘楼ではなく、下の部分の柱が露出したかたちとなっておりところがひとつの特徴となっております。そして鐘は通常その鐘楼というのは上層部のところに取り付けられるものでありますが、こちらはあの下層部に取り付けられた形となっております。また柱の上部の方には粽であったり、斗組は和様三手先というもの。そして装飾がされております、本臺股というものでございますが、その彫刻が大変秀逸である。などなどのことが特徴となっております、江戸時代の作品を現代に伝えているものと、いうこととされております。これらの時代性であり、他に例をみない形状の特質から市の指定文化財としての価値を充分に有していることとされました。

本日、この件お認めいただけましたら、指定日を 4 月 24 日とさせていただき、告示をおこないたいと考えております。あわせて、市政記者クラブへの資料提供をおこないたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

蛇足ですが一番最後のところご覧いただきたいと思いますが、西本願寺の境内の見取り図をつけさせていただきました。正門から入っていただきまして左側に鐘楼がございます。お時間がございましたら一度ご確認くださいませようお願い致します。

私からの説明は以上です。

(教育長)

はい、説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたら。

これは西別院だよね、東別院じゃなくて。

(文化財保護室長)

西別院です。

(小栗委員)

はい、これ鐘はうつものなんですか。

(文化財保護室長)

そうですあの一、鐘、いわゆる鐘つき堂。

(小栗委員)

あの普段もうたれているんですか。

(文化財保護室長)

えー現在も使われているというふうに伺っています。

(小栗委員)

ほーじゃあこれは文化財になっても同じようにえー、うってくということになるのでしょうか。

(文化財保護室長)

そういうことです。

(小栗委員)

その指定された段階で触っちゃいけないとかそういうことはなくて。

(文化財保護室長)

そういうことではございません。

(小栗委員)

は一今まで以上にたくさんうってもいいてことですね。

(文化財保護室長)

あの一文化財になることになりまして、えーちゃんと保存をしていただくということをお願いすることとなります。

(小栗委員)

はい、ありがとうございます。

(教育長)

よろしいですか。

(小栗委員)

ありがとうございます。

(教育長)

あしがかなりこれ細いですけど、地震の時って大丈夫。

(文化財保護室長)

あの一、まあ今までの地震にも耐えてきているということを考えると、耐えられるのではないかと考えられてはおります。で、現状では特に耐震性能を上げるための何か措置をするという考えはないというふうに伺っております。

(教育長)

もしその地震で被害がでたり、今後改修するとなると名古屋市からも文化財指定すると何か補助みたいなのがでるんだっけ。

(文化財保護室長)

改修にあたりましてはあの一、名古屋市教育委員会、あの市の指定文化財ですので名古屋市の教育委員会の方からえー、約半額になる補助の方がです。

(教育長)

うーん、大変な話だ。はい。

まあ、大須、大須だよ。

(文化財保護室長)

はい。

(教育長)

真央ちゃんの練習してたすぐ近くで。

(文化財保護室長)

はい。

(教育長)

スポーツセンターのすぐ隣なので、お時間ありましたらまた見に行ってください。
ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、では他にないようでございますので、日程第 3 第 2 号議案「名古屋市指定文化財の指定について」につきましては、原案どおり可決でよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、非公開といたしますので、傍聴人の方は申し訳ございませんが退席をお願いいたします。

日程 4 から日程 7 までは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 10 時 12 分終了